

**第2次**

**神石高原町行財政改革プラン**

平成24年3月

神 石 高 原 町

# 目 次

|                         |    |
|-------------------------|----|
| はじめに                    | 1  |
| 1 これまでの取組               | 1  |
| 2 改革の進め方                | 2  |
| 事務・事業の再編・整理，廃止・統合       | 4  |
| 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む） | 6  |
| 定員管理の適正化                | 8  |
| 給与の適正化（給料表の運用等諸手当の見直し等） | 10 |
| 第三セクター等の見直し             | 11 |
| 経費節減等の財政効果              | 13 |
| その他                     | 17 |
| 効果額                     | 19 |
| 参考資料                    | 20 |

## はじめに

### 1 これまでの取組

神石高原町は、平成16年11月5日に神石郡4か町村が合併し、発足した。

その後、厳しい財政運営や社会情勢の急激な変化、合併による町民の価値観やニーズの変化、さらには、地方分権の急速な進展など新たな課題に対応するため、行政サービスの向上と簡素で効率的な行政運営を目指し、行財政改革を進めてきた。

さらに、平成18年3月に策定した「神石高原町行財政改革集中改革プラン」は、平成17年度を起点に平成21年度までの5年間を期間として、事務事業の再編・整理、定員管理や給与の適正化などを柱に39億4,200万円の具体的な削減目標・財政効果額を定めて取り組んできた。

その結果、総額で32億983万円の財政的效果を生むことができた。

また、改革の重点項目の1つである職員数については、県からの権限移譲や大規模プロジェクトなどの増要因に対して、平成17年度に策定した「神石高原町定員適正化計画」に基づき、事務事業の効率化や組織機構の見直しにより総数の抑制に努め、6年間で46人の職員数の削減を行なった。

こうした成果は、町民の皆様のご理解とご協力があつて得られたものであり、この結果、平成22年度の健全化判断比率等は、いずれも国の定める基準を下回った。

### 2 新たな改革の必要性

我が国の景気は、長引くデフレの影響や雇用情勢の悪化、急激な円高の進行等厳しい経済情勢に加え、増大する債務残高、高齢化に伴う医療費や社会保障費の増大など極めて深刻であり、先行き不透明な状況である。政府には、山積みする課題の解決に向け、これまでの財政の枠組みにとらわれず全力を傾注するとともに、スピード感を持った対応が求められている。

一方、本町の財政状況は、合併からこの間行なってきた財政健全化の取組みにより、平成22年度決算では、実質公債費比率が18.0%まで回復した。

今後において、各種計画を着実に実行すれば人件費や公債費などの義務的経費の減少は見込まれるが、当該経費に充当する一般財源がそれ以上に減少することが見込まれ、財源不足状態が続くことが予想されることから、独自の取り組みとして、「第2次神石高原町行財政改革プラン」を策定し、持続可能なまちづくりを進めていくために、町民の皆様と協働しながら、行財政運営のスリム化と町民の皆様の利便性を高める施策を果敢に展開していく必要がある。

### 3 改革の進め方

#### (1) 総論

「第2次神石高原町行財政改革プラン」は、これまでの集中改革プランの取組みの総括を踏まえ、継続して取組んでいく事項、新規に取組んでいく事項を併せて策定した。

また、集中改革プランに掲げた理念、目的、基本的方向を継承するとともに、「住民満足度を高める改革」を進めていく。

#### (2) 推進体制

全庁的な行財政改革の取組みは、「神石高原町行財政改革推進本部」で、進行管理は「第2次神石高原町行財政改革プラン達成状況検証チーム」において行い、必要に応じて外部有識者等からの意見を聴く手法も取り入れる。

なお、「第2次神石高原町行財政改革プラン」は、現実と計画のズレを埋めるため、施策・事業の見直しや部分的な修正を毎年度行なう。

#### (3) 取組期間

取組期間は、平成23年度から平成27年度までの5ヵ年とし、着実な行財政改革の推進を図る。

#### (4) 改革の進行状況の公表

行財政改革の目標数値等を定め、各取組項目の進捗状況等について、毎年度とりまとめを実施し、その結果について公表する。

## 第2次神石高原町行財政改革プランの基本的方向に基づく改革項目

### (1) 事務事業の再編・整理、廃止・統合

#### 事務処理の効率化

| 項目       | 取組内容                   |
|----------|------------------------|
| 支所機能の見直し | 機構の改革に合わせて事務執行体制効率化の検討 |
| 消防団組織の再編 | 情勢に適合した再編整備の取組         |
| 協議会再編成   | 保健医療福祉対策協議会等の整理、再編成    |

### (2) 民間委託等の推進

#### 民間委託等の推進

| 項目         | 取組内容           |
|------------|----------------|
| 道路維持補修・清掃等 | 支障木伐採業務実施形態の検討 |
| 調理・配送業務の委託 | 調理、配送業務の民間業者委託 |

#### 指定管理者制度の活用

| 項目         | 取組内容              |
|------------|-------------------|
| 指定管理者制度の活用 | 豊松保健センター指定管理者制度導入 |

### (3) 定員管理の適正化

#### 定員管理の適正化

| 項目       | 取組内容                  |
|----------|-----------------------|
| 定員管理の適正化 | 定員適正化計画に基づく適正な定員管理の執行 |

### (4) 給与の適正化等

#### 給与の適正化

| 項目                | 取組内容           |
|-------------------|----------------|
| 給与水準の適正化          | 情勢に適合した適正な給与制度 |
| 臨時職員賃金の適正水準の検証・決定 | 情勢に適合した適正な賃金制度 |

### (5) 第三セクターの見直し

#### 第三セクター、公社の統廃合・整理

| 項目          | 取組内容                 |
|-------------|----------------------|
| 第三セクターの経営統合 | 産直施設の経営統合            |
| 公社組織の見直し    | 農業公社組織を見直し、営農支援センター化 |

### (6) 経費節減の財政効果

#### 徴税対策

| 項目     | 取組内容     |
|--------|----------|
| 税の徴収対策 | 滞納繰越額の縮減 |

#### 使用料等の検証

| 項目          | 取組内容              |
|-------------|-------------------|
| 使用料・手数料の見直し | 町道及び農林道等の電柱占用料の徴収 |

#### 未利用財産の処分

| 項目       | 取組内容          |
|----------|---------------|
| 未利用財産の処分 | 遊休財産の売却処分及び貸付 |

#### 内部管理経費の見直し

| 項目         | 取組内容              |
|------------|-------------------|
| 内部管理経費の見直し | 複写機・印刷機の併用による経費節減 |

#### 補助金等の整理合理化

| 項目         | 取組内容                         |
|------------|------------------------------|
| 補助金等の整理合理化 | ふるさとふれあい事業の26年度以降の継続と既存基金の処分 |
| 補助金等の整理合理化 | 自治振興会補助金の見直し                 |
| 補助金等の整理合理化 | 団体補助金(土地改良区)の見直し             |

#### 事務事業の整理合理化

| 項目         | 取組内容                  |
|------------|-----------------------|
| 事務事業の整理合理化 | インターネットによる公共施設予約や各種届出 |

#### 広告収入等の確保

| 項目        | 取組内容            |
|-----------|-----------------|
| 視察受入料金の徴収 | 視察受入料金の徴収による収入増 |

### (7) その他

#### 簡易水道事業

| 項目         | 取組内容                 |
|------------|----------------------|
| 事務事業の整理合理化 | 中央監視装置整備による通信費の削減    |
| 事務事業の整理合理化 | 維持管理の直営による施設管理委託料の削減 |
| 人件費の抑制     | 近代化整備事業早期完了による人件費の減  |

## I 事務・事業の再編・整理，廃止・統合

（事務事業等の見直し）

新たな行政需要や多様化する町民ニーズに柔軟に対応するため，計画・実施・評価・改善というマネジメントサイクル<sup>1</sup>を継続する。

事務事業については，効果や効率性の観点から，事業等の廃止・縮小や類似した事業を統合するなどの見直しを行い，公と民の役割分担，受益と負担の公平の確保，費用対効果等に配慮し，行政評価システム手法の活用等により事務事業の整理合理化に努める。

### No. 1 支所機能の見直し

内 容 支所機能の見直しを含めた行政事務機構の整理再編統合を進める。

期 間 平成23年度～平成27年度

目 標 平成24年度 町民センターの構築  
平成27年度 受付業務のアウトソーシング<sup>2</sup>導入

### No. 2 消防団組織の再編

内 容 情勢に適合した再編整備の取組を進める。

期 間 平成23年度～平成27年度

目 標 平成24年度 組織の再編 方面隊制から分団制  
教育部門の充実・強化  
定数の見直し 760人→720人

### No. 3 協議会再編成

内 容 神石高原町保健医療福祉対策協議会等を整理し再編成する。

期 間 平成24年度

目 標 既存の組織を部会として整理し、政策へ反映できる審議会組織に再編する。これに伴い、委員の数も削減する。

効果額 100千円

#### ※1 マネジメントサイクルとは

仕事をどのような過程で回すことが効率よく業務を行えるようになるかという理論。

#### ※2 アウトソーシングとは

公共サービスの提供や行政内部の事務執行を効率的・効果的に行う観点から、外部に委託すること。主な手法として①自治体から外部へ②自治体の内部で（正規職員では無くパート、嘱託、ボランティア活用、人材派遣等の受け入れ）などがある。

## Ⅱ 民間委託等の推進（指定管理者制度の活用を含む）

### （民間委託等の推進）

本町においてもこれまで公と民の役割分担や行政責任などについて勘案し、民間活力の導入や活用を積極的に進めることにより、町民サービスの向上を図ってきたところである。

引き続き、一層のサービス水準の向上と、効率的・効果的に事務事業を実施するために、民営化・民間委託・P.F.I<sup>3</sup>・指定管理者制度<sup>4</sup>などを推進する。

#### No. 4 道路維持補修・清掃等

内 容 業者委託で行っている道路の支障木伐採業務を実施する自治振興会等に助成することで経費の見直しを図る。

期 間 平成24年度

目 標 スムーズに移行出来るよう環境を整え、併せて経費の削減を進める。

効果額 400千円

#### No. 5 学校給食の民間委託

内 容 豊松学校給食共同調理場の調理、配送業務の委託

期 間 平成26年度

目 標 平成26年度の中学校統合に合わせて、調理業務と配送業務を民間委託する。

効果額 3,000千円

## No. 6 指定管理者制度の活用

内 容 効率的・効果的にサービスの向上と施設管理を推進するために、指定管理者制度を活用する。

期 間 平成23年度～平成27年度

目 標 平成23年度 豊松保健センターの指定管理者制度導入検討  
平成24年度 指定管理者の指定

### ※3 PFIとは

公共サービスの提供に際して、公共施設が必要な場合に、公共が直接施設を整備せずに民間資金を活用して民間に施設整備と公共サービスの提供をゆだねる手法。

### ※4 指定管理者制度とは

地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO法人などに包括的に代行させることができる制度。

### Ⅲ 定員管理の適正化

#### (定員管理の適正化)

平成17年度を起点とする「神石高原町定員適正化計画」に基づき、新たな行政需要による増要因に対しても総数抑制を基本に対応してきたところである。

引き続き、本町の財政状況は厳しいものであることが予想されるため、業務量に見合った人員配置と多様な雇用形態の活用など適正な定員管理を基本に、事務事業の効率化や組織機構の見直し、職員の能力・資質の向上に取り組むことにより、効率的で質の高い行政サービスの提供を図る。

#### No.7 定員管理の適正化

内 容 定員適正化計画に基づき適正な定員管理に努める。

期 間 平成23年度～平成27年度

目 標 平成17年4月1日現在226人（教育長を除く）を平成27年4月1日で177人（▲49人）へ純減

#### (1) 定員適正化計画（後期計画）

平成21年度までの定員適正化計画前期計画分は、概ね計画どおり推移してきたが、平成22年度からの後期計画分についても、類似団体、定員モデル、定員管理指標などを参考にしながら、適正な職員数の数値目標を設定した「定員適正化計画」に基づき計画的な職員数の抑制に取り組む。

別表1 定員適正化計画 数値目標  
(単位：人)

| 区 分             | 総職員数 | 適 用 |
|-----------------|------|-----|
| 平成17年4月1日 職員数 A | 226  |     |
| 平成22年4月1日 職員数 B | 187  |     |
| 削減目標職員数 B-A     | △ 39 |     |
| 平成27年4月1日 職員数 C | 177  |     |
| 削減目標職員数 C-A     | △ 49 |     |

備考：目標数値の算出にあたっては、つぎの要素を考慮し定めた。（教育長を除く）

1. 定年退職者数-----「退職者等の推移」（別表3）
2. 退職勧奨制度の活用-----「退職者等の推移」（別表3）
3. 新規採用者数-----「退職者等の推移」（別表3）

別表 2 年次別目標

(単位：人：%)

| 区 分       | 平17年度 | 平22年度   | 平23年度                | 平24年度   | 平25年度   | 平26年度   | 平27年度   |
|-----------|-------|---------|----------------------|---------|---------|---------|---------|
| 4月1日現在職員数 | 226   | 187     | (180)<br>185         | 186     | 182     | 180     | 177     |
| 対前年減員数    | -     | △10     | (△7)<br>△2           | 1       | △4      | △2      | △3      |
| 削減率       | -     | △4.42%  | (△3.74%)<br>△1.07%   | 0.54%   | △2.15%  | △1.10%  | △1.67%  |
| 累計減員数     | -     | △39     | (△46)<br>△41         | △40     | △44     | △46     | △49     |
| 累計削減率     | -     | △17.26% | (△20.35%)<br>△18.14% | △17.70% | △19.47% | △20.35% | △21.68% |

備考：上段（ ）書きの数値は実績数値

別表 3 退職者等の推移

(単位：人)

| 区 分      | 平22年度     | 平23年度 | 平24年度 | 平25年度 | 平26年度 | 平22～平26<br>年度まで |
|----------|-----------|-------|-------|-------|-------|-----------------|
| 退職予定者数   | (12)<br>5 | 2     | 7     | 5     | 6     | 25              |
| 定年退職者数   | (3)<br>3  | 0     | 3     | 1     | 2     | 9               |
| 勸奨等退職予測値 | (9)<br>2  | 2     | 4     | 4     | 4     | 16              |
| 新規採用予定者数 | (1)<br>2  | 3     | 3     | 3     | 3     | 14              |

備考：上段（ ）書きの数値は実績数値

## IV 給与の適正化等

### (給与の適正化)

職員の給与制度については、町民の理解と支持が得られる給与制度・運用・水準の適正化が求められていることから、今後も、国の動向を注視しながら、情勢に適応した給与制度となるよう努める。

#### No. 8 給与水準の適正化

内 容 効率的な労使関係制度が図られるよう、具体的な制度設計を進める。

期 間 平成23年度～平成27年度

目 標 情勢に適応した適正な給与制度

#### No. 9 臨時職員賃金の適正水準の検証・決定

内 容 臨時職員の賃金については公務を取り巻く環境、最低賃金、近隣市町の状況等を勘案して検証・決定する。

期 間 平成23年度～平成27年度

目 標 情勢に適応した適正な賃金制度

## V 第三セクター等の見直し

(第三セクター、公社の統廃合・整理)

第三セクター<sup>5</sup>や公社は、旧町村において地域の要請を受けて設立されたものであり、町の行政施策と密接に連携しながら行政サービスの公共的部分を補完する役割を担ってきたところである。

その設立趣旨や役割、運営状況などに照らして、今後の存在意義を再検討し、第三セクターの統廃合や公社組織の見直し、さらに町の関与のあり方などについて抜本的な見直しを図る。

また、それぞれの経営責任を明確化した上で、経営改善を推進し、効率的で健全な経営体制の確立に努めるとともに、評価・監査機能の充実や経営状況などの情報公開に努める。

### No. 1 0 第三セクターの見直し

内 容 第三セクター（産直施設）の経営のあり方及び経営統合

期 間 平成24年度～平成27年度

目 標 平成24年度にアドバイザー体制を確立し、平成27年度までに経営統合を行なう。経営統合により、物資の流通を容易とし、販売額増を目指す。

### No. 1 1 組織の見直し

内 容 農業公社の業務体系の検証及び見直し

期 間 平成23年度～平成27年度

目 標 営農指導や農業経営研修等を行なう営農支援センターとしての役割が担える組織へと変革を図る。

参考

| 団体名                 | 主な業務         | 備考 |
|---------------------|--------------|----|
| 有限会社 さんわ 182 ステーション | 特産品の販売       |    |
| 有限会社 油木特産販売         | 特産品の販売       |    |
| 有限会社 神石高原直売公社       | 特産品の販売       |    |
| 株式会社 神石高原農業公社       | 農作業受託・農業生産活動 |    |

※5 第三セクターとは

自治体と民間とが共同出資して行う民法法人（財団法人，社団法人）及び会社法（株式会社，有限会社）で，自治体が25%以上出資しているものを言う。

## VI 経費節減等の財政効果

(経費の節減合理化等財政の健全化)

景気低迷による税収の減少や地方交付税の減額など財源不足が深刻化する中で、増加する社会保障関係費への対応や、地域活性化や環境施策への取組など、今後、財政需要は多様化し、増加していくことが予想される。

こうした中であって、経済・財政環境の変化に対応し、健全で持続可能な財政運営を行なっていくため、歳出では、人件費をはじめとする義務的経費、施設管理経費、物件費から普通建設事業費にいたるすべての分野において、より一層の歳出削減を進め、限られた財源を有効に活用し、施策の選択と集中を図る。

また、歳入においては、町税や各種収入金の収納率の向上、受益者負担の適正化、使用料・手数料、財産収入など、徹底した歳入の確保に努める。

### No. 1 2 徴税対策

内 容 徴収対策を継続し、滞納繰越額を縮減する。

期 間 平成 2 3 年度～平成 2 7 年度

目 標 収納率をアップし、滞納繰越額の削減に努める。

### No. 1 3 使用料等の検証

内 容 町道及び農林道等の電柱占用料の徴収

期 間 平成 2 4 年度～平成 2 7 年度

目 標 平成 2 4 年度から農林道の実態調査を実施するとともに条例化を行なう。

No. 1 4 未利用財産の処分

内 容 遊休財産の売却処分及び貸付

期 間 平成23年度～平成27年度

目 標 毎年度の歳入予算額（財産売却収入）の達成

No. 1 5 内部管理経費の見直し

内 容 複写機・印刷機の併用による経費削減

期 間 平成24年度～平成27年度

目 標 平成24年度 10千円／月以上のコピー代削減

No. 1 6 補助金等の整理合理化

内 容 ふるさとふれあい事業の継続

期 間 平成26年度～平成27年度

目 標 平成26年度以降の事業の継続と既存基金の処分  
平成26年度各地区3,000千円の事業費を  
2,000千円とする。

No. 17 補助金等の整理合理化

内 容 自治振興会補助金の見直し

期 間 平成25年度～平成27年度

目 標 平成25年度から運営補助金，活動補助金を見直す。  
効果額 8,000千円

No. 18 補助金等の整理合理化

内 容 団体補助金の見直し

期 間 平成23年度～平成27年度

目 標 土地改良区役員定数の減により補助金を見直す。  
平成23年度 22人を8人に削減  
効果額 460千円

No. 19 事務事業の整理合理化

内 容 インターネットによる公共施設予約や各種届出

期 間 平成24年度～平成27年度

目 標 手続の簡素化，ペーパーレスによる環境負荷の低減に  
取り組む。

No. 20 広告収入等の確保

内 容 視察受入料金徴収

期 間 平成24年度～平成27年度

目 標 視察受入料金の徴収による収入増を図る。  
平成24年度より1千円／人×60人分徴収する。  
効果額 240千円

## Ⅶ その他

### （公営企業の経営健全化）

中長期的な視点に立った経営手法により、経済性と公共性のバランスのもと、直接実施する場合にあつての指定管理者制度などの活用とあわせて経営計画や事務事業の見直しなどを行いながら、経費の節減や効率的な会計運営により一層の経営の健全化を推進する。

#### （1）水道事業の経営健全化

将来的に予測される施設の更新による負担増に備え、引き続き計画的、効率的な事業運営に努めるとともに、独立採算に向けた経営形態の確立にむけて調査、検討、見直しを図ることとする。

##### No. 2 1 簡易水道事業の経営健全化

内 容 中央監視装置整備による通信費の経費節減

期 間 平成24年度～平成27年度

目 標 C A T V回線使用により各施設からの通信費の削減  
効果額 1,000千円

##### No. 2 2 簡易水道事業の経営健全化

内 容 直営（草刈り、濾過砂削取）による維持管理費の削減

期 間 平成23年度～平成27年度

目 標 平成23年度 3地区（9浄水場，13配水池）  
平成24年度 11地区（20浄水場，26配水池，  
緩速濾過5浄水場）

効果額 600千円

No. 2 3 簡易水道事業の経営健全化

内 容 近代化整備事業の早期完了による人件費の抑制

期 間 平成26年度～平成27年度

目 標 近代化事業完了後は、水道業務職員4人を3人体制にし、全て特別会計で手当とする。

効果額 8,000千円

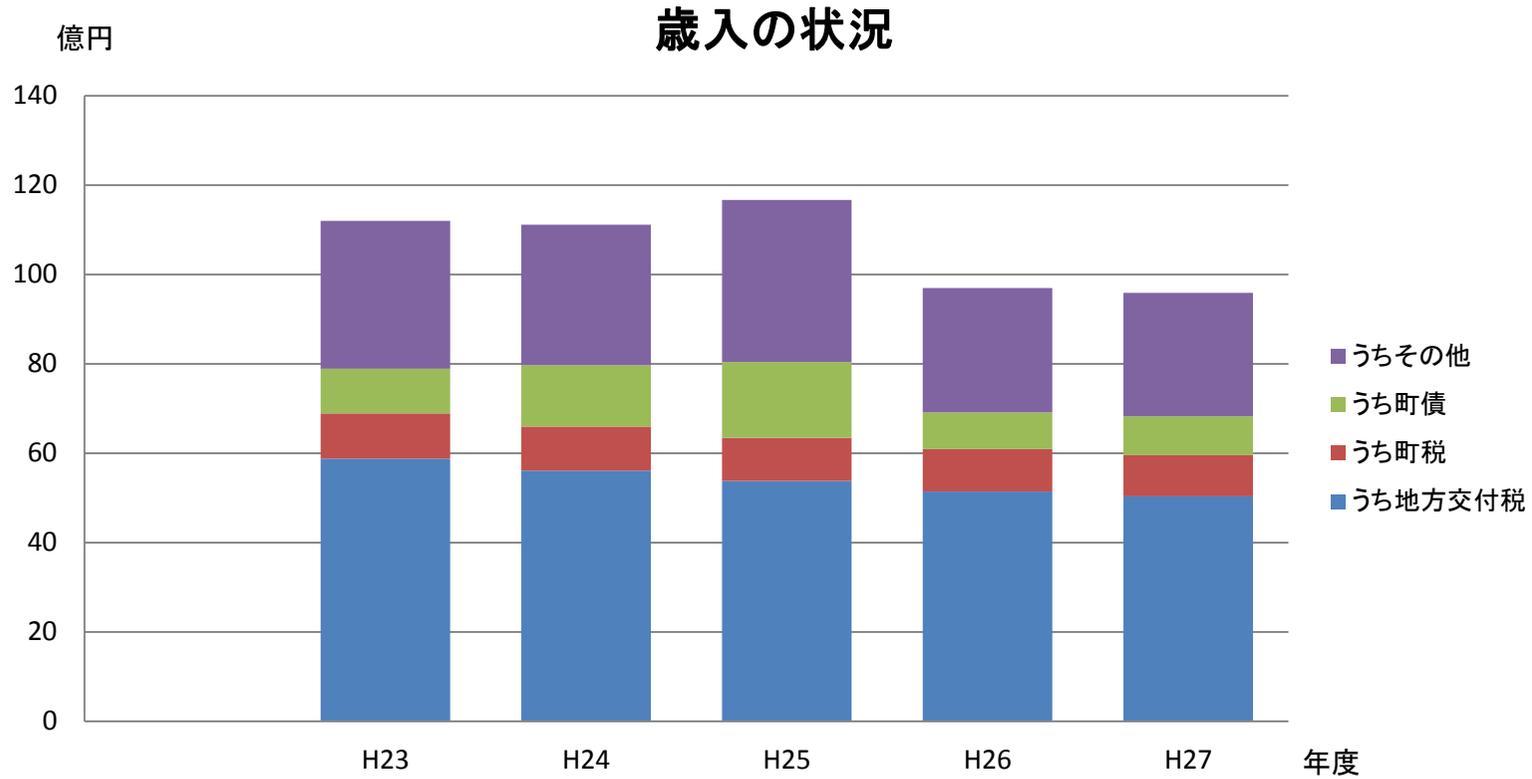
## VIII 効果額

(全体の効果額)

| 実施項目         | 効果額 (千円) |        |        |        |        |         | 備考 |
|--------------|----------|--------|--------|--------|--------|---------|----|
|              | H 2 3    | H 2 4  | H 2 5  | H 2 6  | H 2 7  | 合計      |    |
| 消防団組織の再編     |          | 1,767  |        |        |        | 1,767   |    |
| 協議会再編成       |          | 100    |        |        |        | 100     |    |
| 道路維持補修の民間委託  |          | 400    |        |        |        | 400     |    |
| 学校給食の民間委託    |          |        |        | 3,000  |        | 3,000   |    |
| 指定管理者制度の活用   |          | 860    |        |        |        | 860     |    |
| 定員管理の適正化     |          | 25,055 | 34,609 | 42,087 | 47,408 | 149,159 |    |
| 使用料等の検証      | 9        | 9      | 281    | 28     | 9      | 336     |    |
| 未利用財産の処分     | 4,000    | 2,000  | 1,000  | 1,000  | 1,000  | 9,000   |    |
| 内部管理経費の見直し   |          | 120    |        |        |        | 120     |    |
| 補助金等の整理合理化   | 460      |        | 8,000  | 4,000  |        | 12,460  |    |
| 広告収入等の確保     |          | 60     | 60     | 60     | 60     | 240     |    |
| 簡易水道事業の経営健全化 | 100      | 1,500  |        | 8,000  |        | 9,600   |    |
| 総 計          | 4,569    | 31,871 | 43,950 | 58,175 | 48,477 | 187,042 |    |

備考1 「定員管理の適正化」の各年度の効果額は、各年度の退職予定者数と採用予定者数を比較し、純減効果の積算根拠としている。

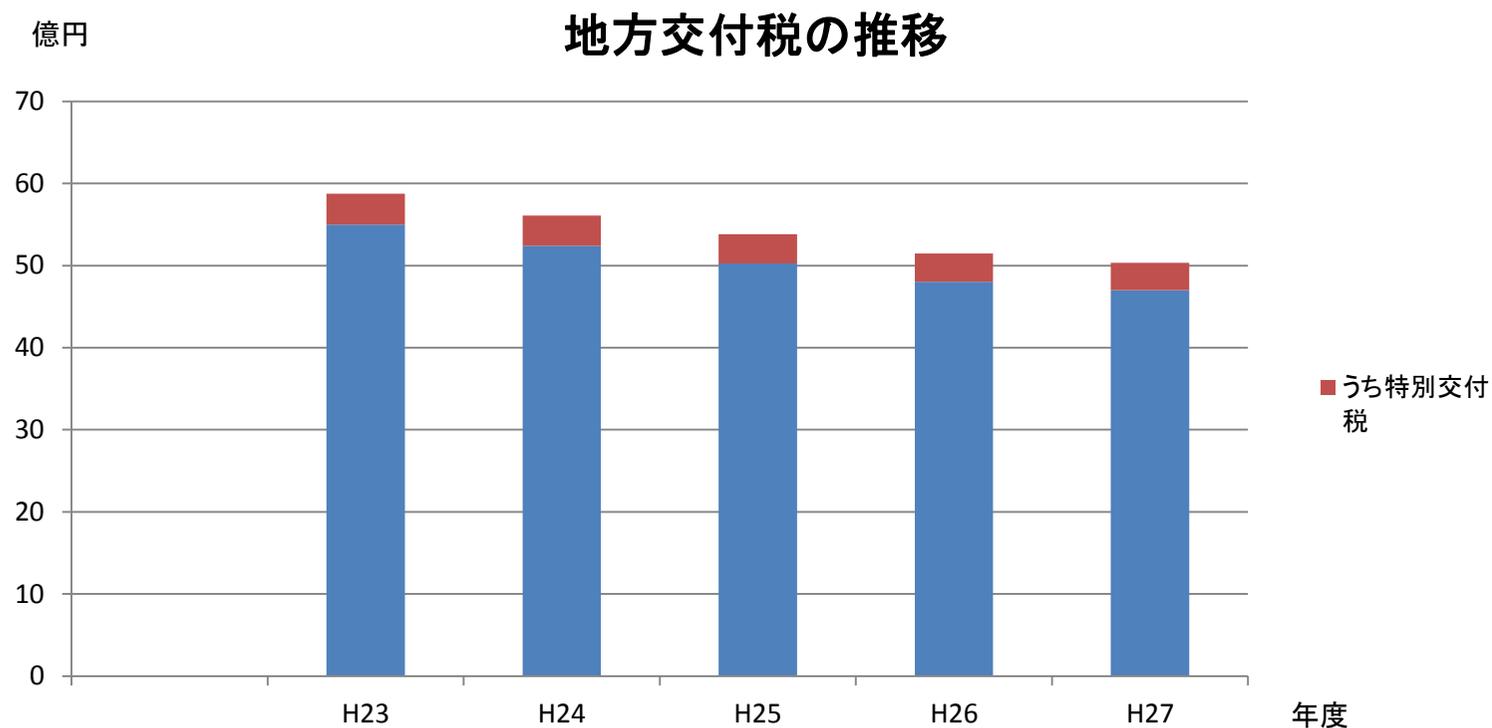
(1) 財政推計  
 ①個別データ  
 ア 歳入の状況



(単位：億円)

| 項 目     | H23   | H24   | H25   | H26  | H27  |
|---------|-------|-------|-------|------|------|
| 歳 入 総 額 | 112.0 | 111.1 | 116.6 | 96.9 | 95.9 |
| うち地方交付税 | 58.7  | 56.1  | 53.8  | 51.5 | 50.3 |
| うち町税    | 10.1  | 9.9   | 9.7   | 9.4  | 9.2  |
| うち町債    | 10.0  | 13.7  | 17.0  | 8.2  | 8.7  |
| うちその他   | 33.1  | 31.4  | 36.2  | 27.8 | 27.7 |

■地方交付税の推移

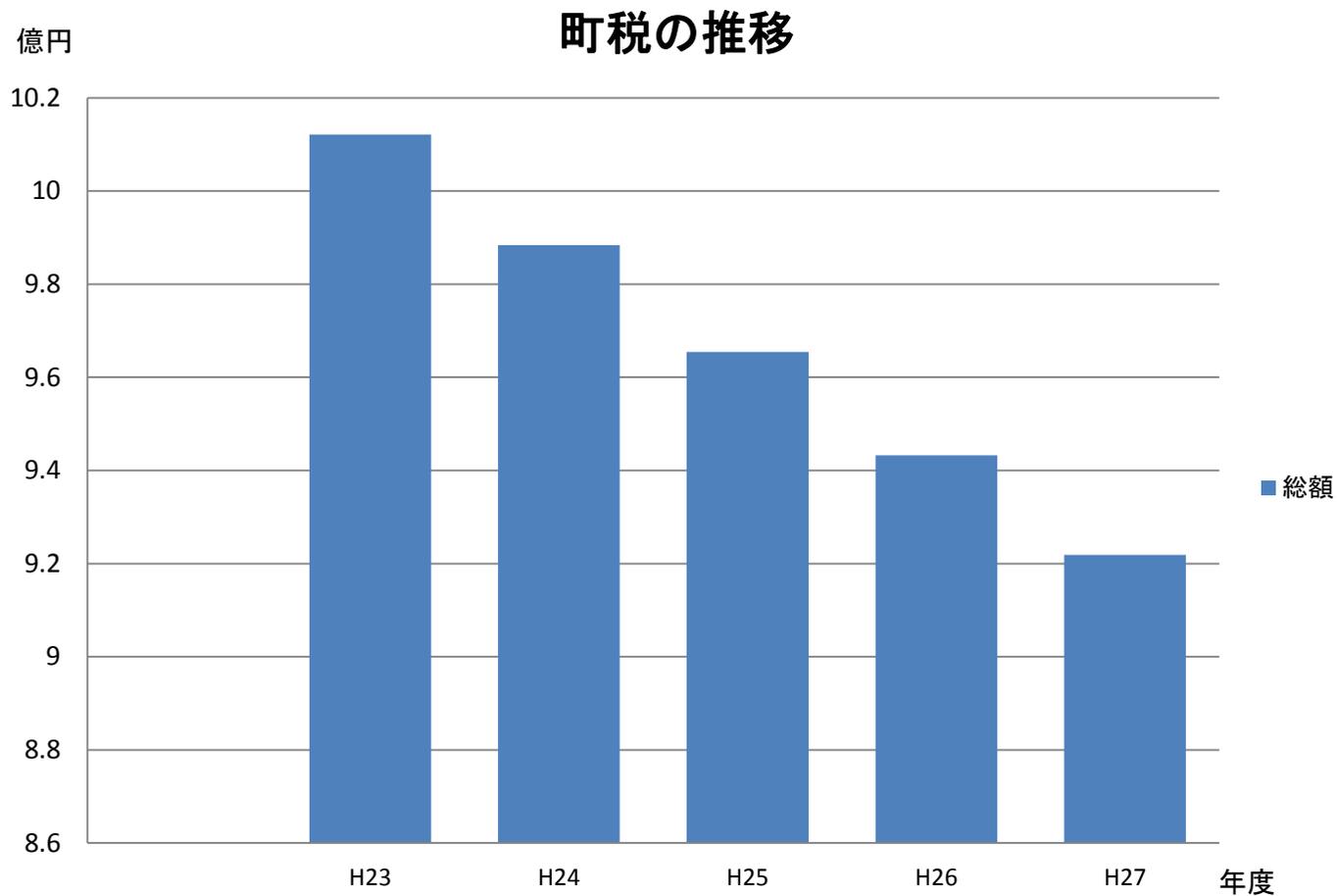


(単位：億円)

| 項目      | H23  | H24  | H25  | H26  | H27  |
|---------|------|------|------|------|------|
| 総額      | 58.7 | 56.1 | 53.8 | 51.5 | 50.3 |
| うち普通交付税 | 55.0 | 52.4 | 50.3 | 48.0 | 47.0 |
| うち特別交付税 | 3.7  | 3.7  | 3.5  | 3.4  | 3.3  |

※ 地方交付税とは、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方公共団体が一定の水準を維持しうよう財源を保障する見地から、国税5税(所得税、酒税、法人税、消費税、たばこ税)の一定割合を、一定の合理的な基準によって、財源の不足する地方公共団体に交付する地方公共団体共有の固有財源をいう。

## ■町税の推移

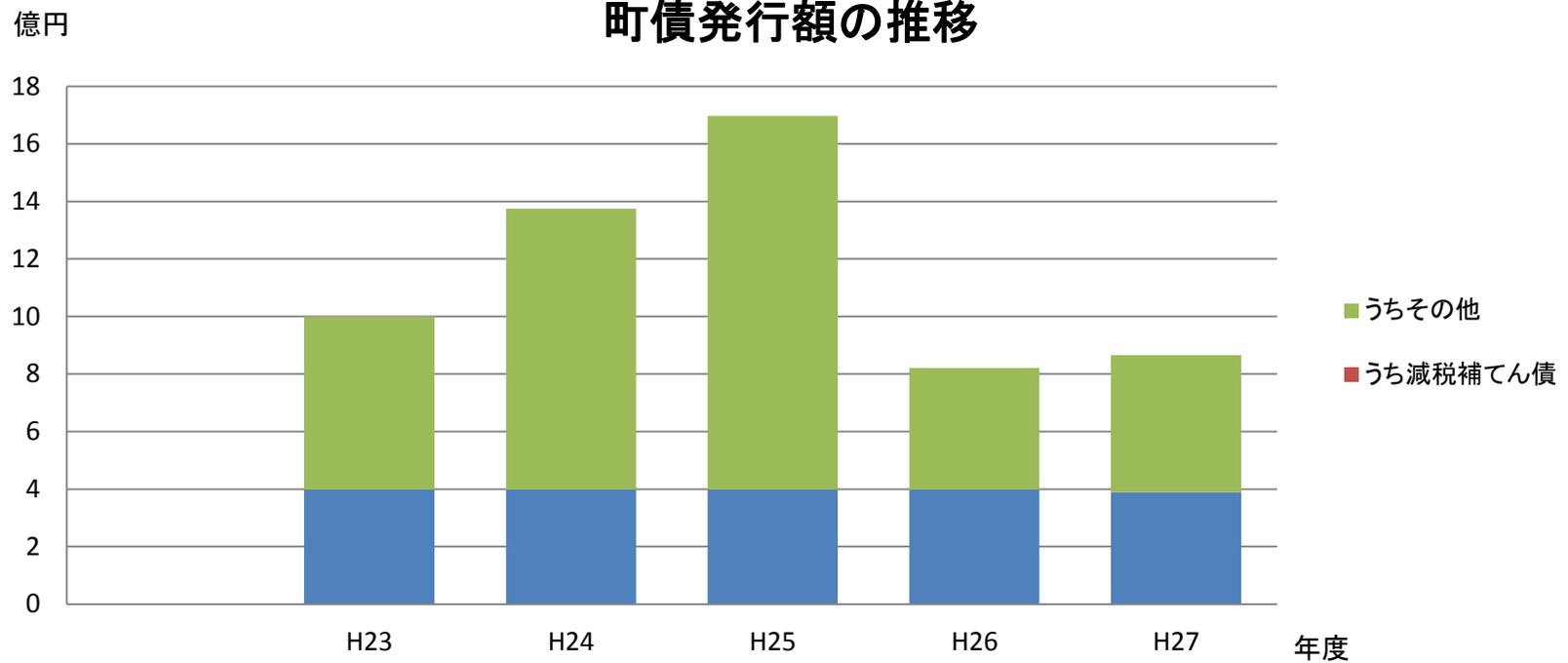


(単位：億円)

| 項目 | H23  | H24 | H25 | H26 | H27 |
|----|------|-----|-----|-----|-----|
| 総額 | 10.1 | 9.9 | 9.7 | 9.4 | 9.2 |

※ 町税とは、地方税法及び条例により町民や町内の企業から徴収する税をいう。

■町債発行額の推移



(単位：億円)

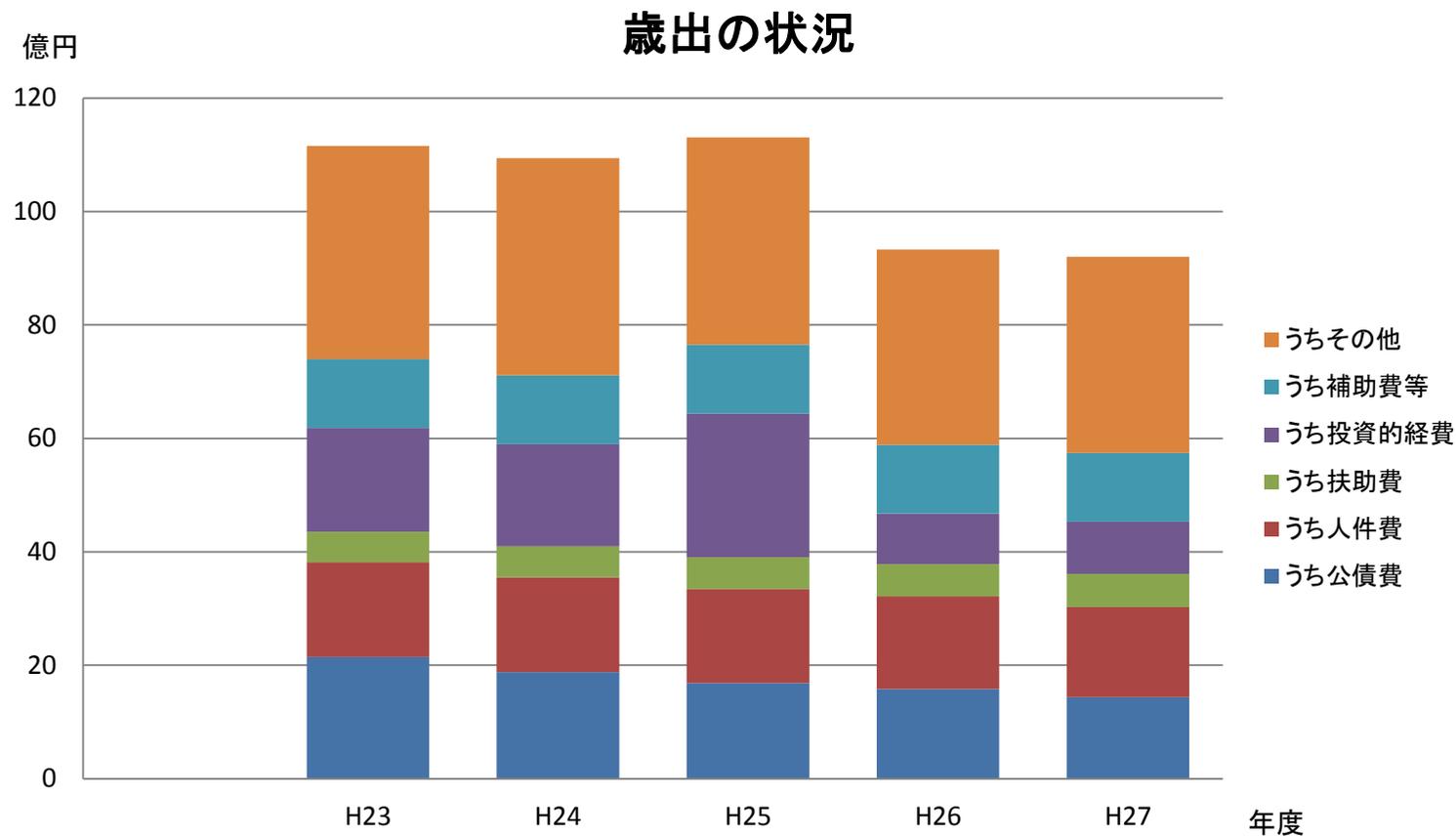
| 項 目       | H23  | H24  | H25  | H26 | H27 |
|-----------|------|------|------|-----|-----|
| 歳 入 総 額   | 10.0 | 13.7 | 17.0 | 8.2 | 8.7 |
| うち臨時財政対策債 | 4.0  | 4.0  | 4.0  | 4.0 | 3.9 |
| うち減税補てん債  | 0.0  | 0.0  | 0.0  | 0.0 | 0.0 |
| う ち そ の 他 | 6.0  | 9.8  | 13.0 | 4.2 | 4.8 |

※ 臨時財政対策債とは、地方交付税の振替として発行する特例的な町債で、用途が特定されず、どのような経費にも使用することができ、後年度、元利償還金相当額が全額交付税に算入されるものをいう。

※ 減税補てん債とは、個人住民税等の税制改革に伴う町の減収分を補てんするため特別に発行が認められた地方債で、用途が特定されず、どのような経費にも使用することができ、後年度、元利償還金相当額が全額交付税に算入されるものをいう。

※ 臨時財政対策債及び減税補てん債以外の町債は、道路、橋りょうや学校などの公共施設の建設事業に充当する財源として、単年度ではなく、耐用年数に準じて、将来の住民にも応分の経費を分担させるために資金の借入れによって負う債務で、その返済が一会計年度を超えるものをいう。

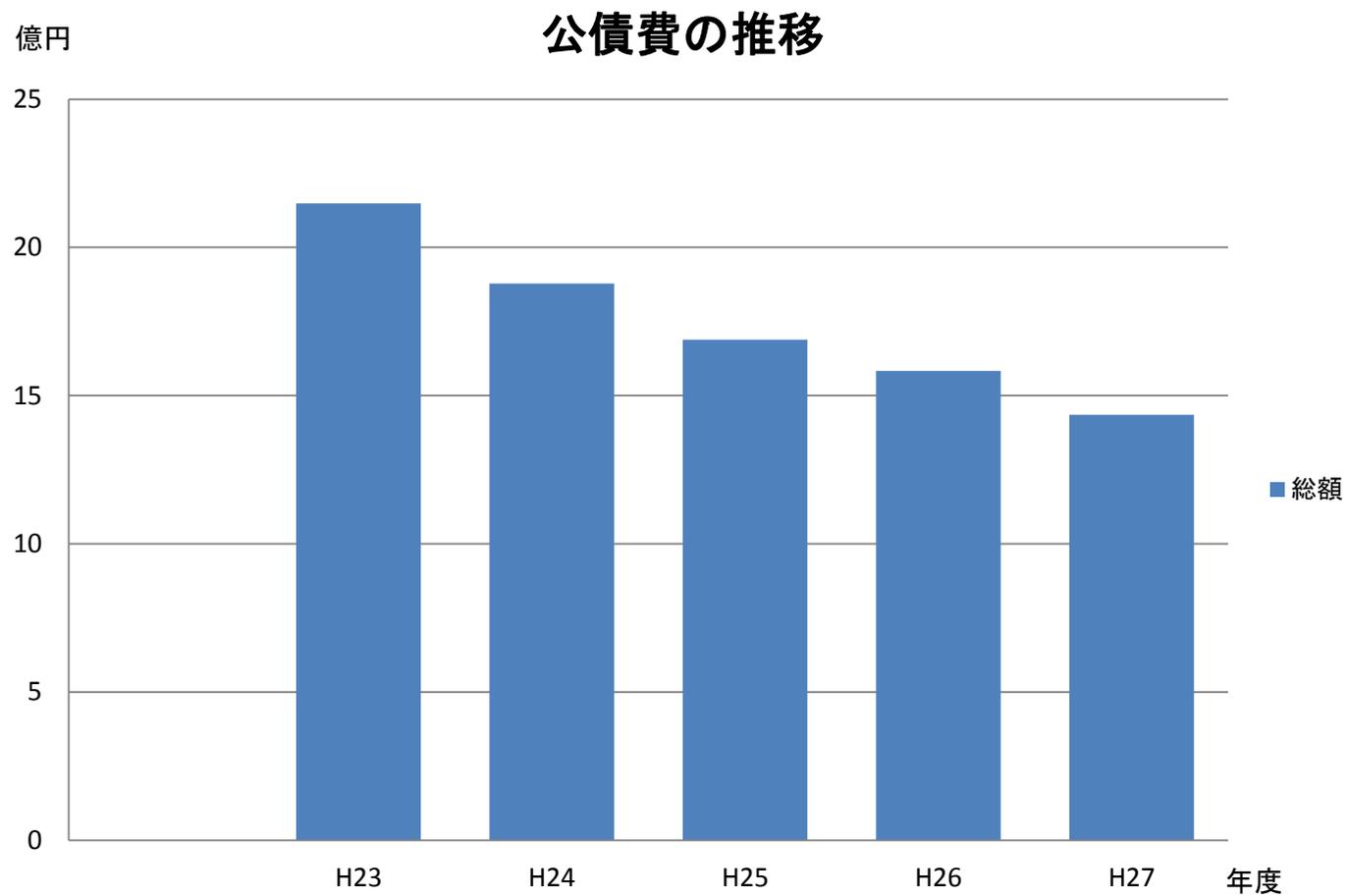
イ 歳出の状況



(単位：億円)

| 項目          | H23          | H24          | H25          | H26         | H27         |
|-------------|--------------|--------------|--------------|-------------|-------------|
| <b>歳出総額</b> | <b>111.6</b> | <b>109.4</b> | <b>113.1</b> | <b>93.3</b> | <b>92.0</b> |
| うち公債費       | 21.5         | 18.8         | 16.9         | 15.8        | 14.4        |
| うち人件費       | 16.7         | 16.7         | 16.6         | 16.3        | 15.9        |
| うち扶助費       | 5.4          | 5.5          | 5.6          | 5.7         | 5.8         |
| うち投資的経費     | 18.3         | 18.0         | 25.4         | 8.9         | 9.2         |
| うち補助費等      | 12.1         | 12.1         | 12.1         | 12.1        | 12.1        |
| うちその他       | 37.6         | 38.3         | 36.6         | 34.4        | 34.6        |

## ■公債費の推移



(単位：億円)

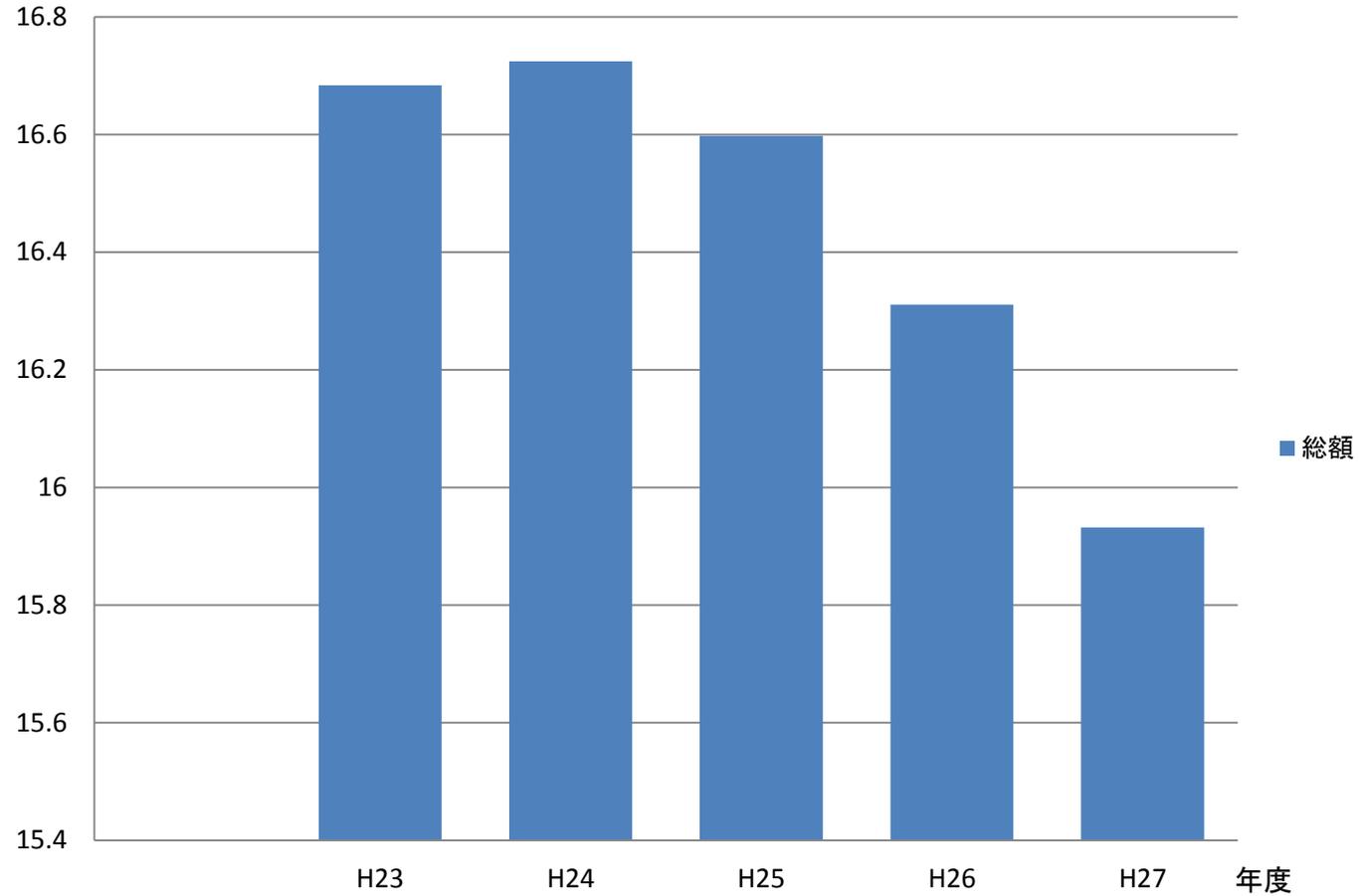
| 項 目 | H23  | H24  | H25  | H26  | H27  |
|-----|------|------|------|------|------|
| 総 額 | 21.5 | 18.8 | 16.9 | 15.8 | 14.4 |

※ 公債費とは、町債の元金返済や利子の支払いなどに要する経費をいう。

■人件費の推移

億円

### 人件費の推移

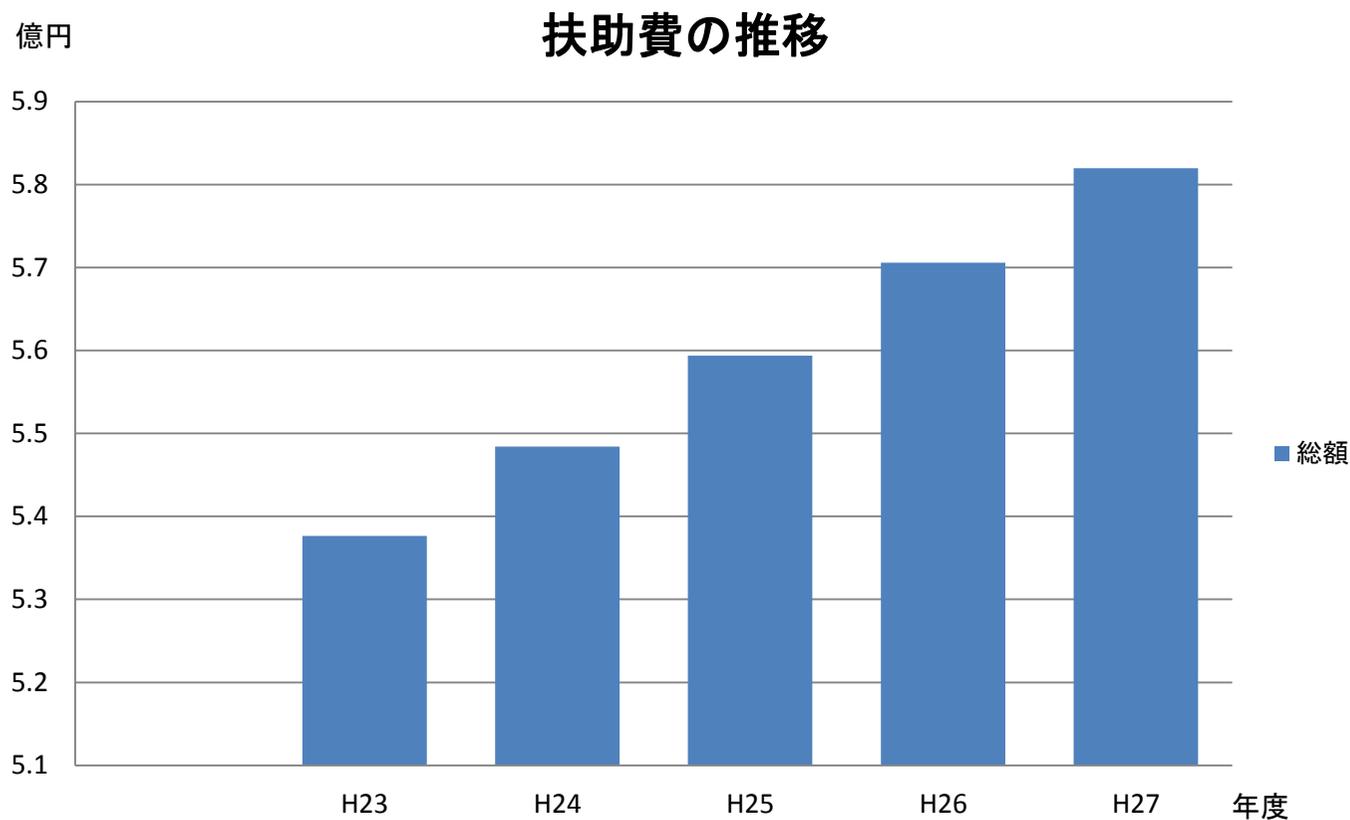


(単位：億円)

| 項目 | H23  | H24  | H25  | H26  | H27  |
|----|------|------|------|------|------|
| 総額 | 16.7 | 16.7 | 16.6 | 16.3 | 15.9 |

※ 人件費とは、職員の給与や退職金などの費用をいう。

■ 扶助費の推移

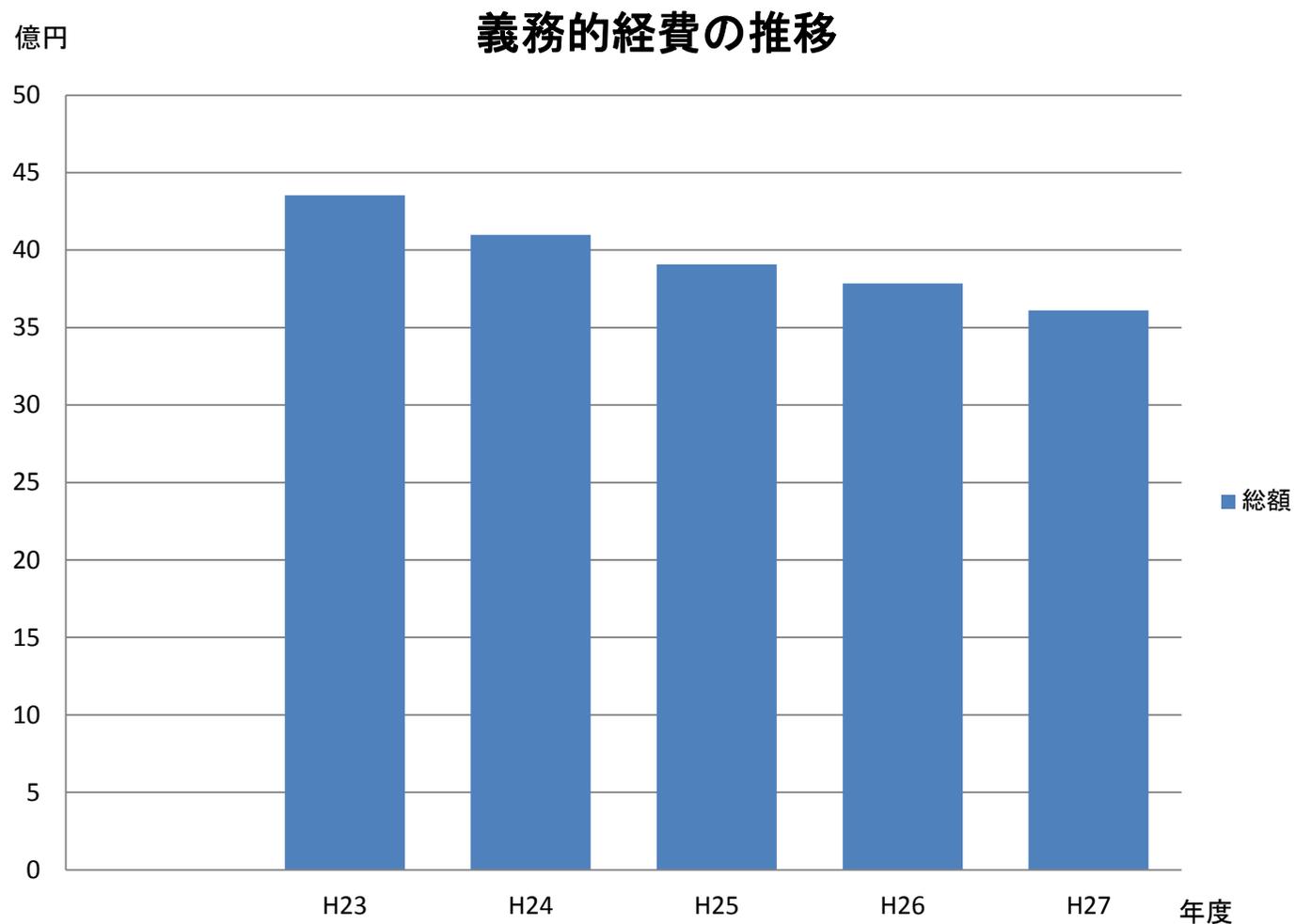


(単位：億円)

| 項目 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 総額 | 5.4 | 5.5 | 5.6 | 5.7 | 5.8 |

※ 扶助費とは、社会保障制度の一環として現金や物品などを支給する費用で、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法などの法令に基づいて支出する経費のほか、乳幼児医療の公費負担など町の施策として行う経費も含む。

■義務的経費の推移

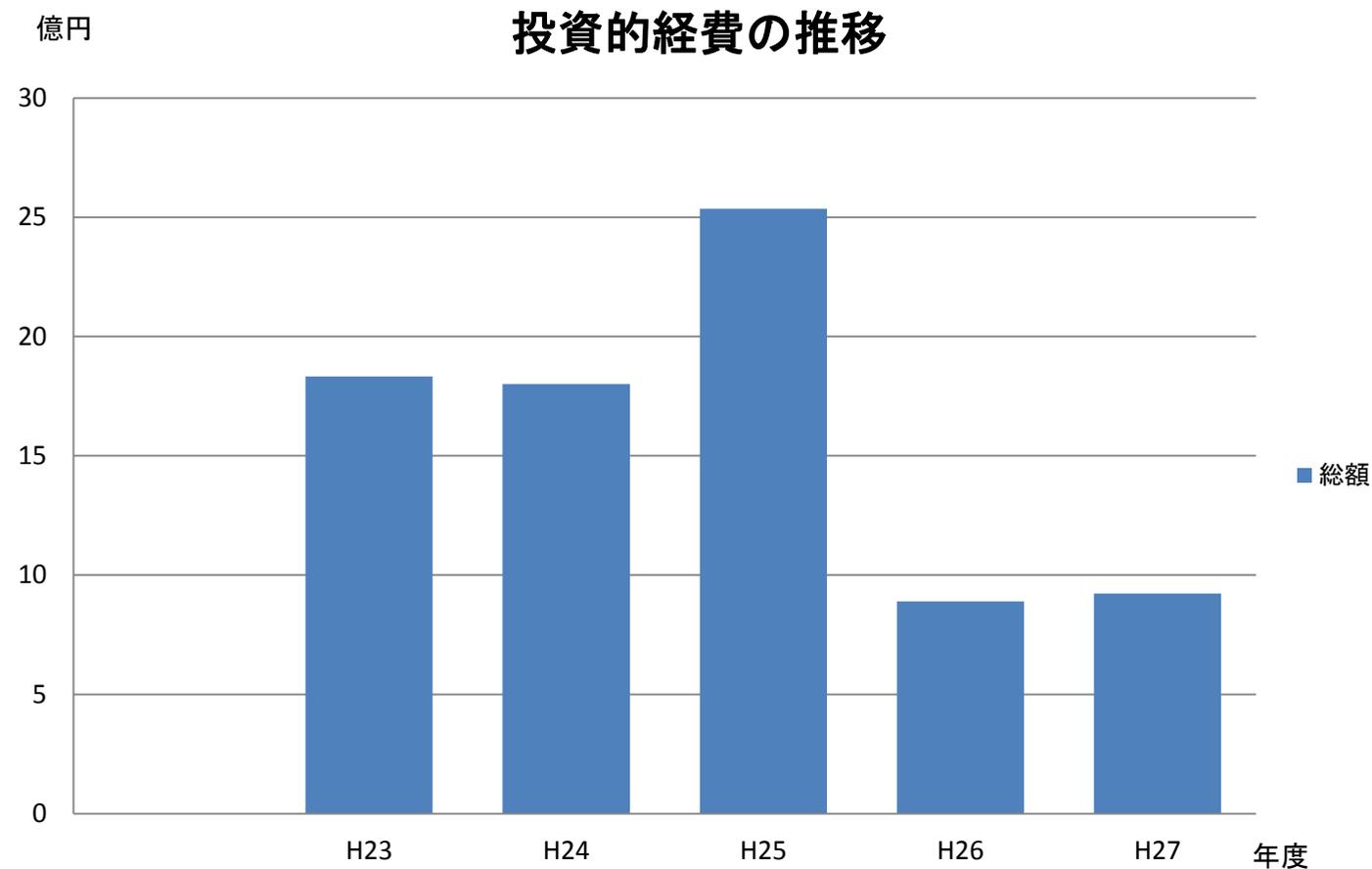


(単位：億円)

| 項 目 | H23  | H24  | H25  | H26  | H27  |
|-----|------|------|------|------|------|
| 総 額 | 43.5 | 41.0 | 39.1 | 37.8 | 36.1 |

※ 義務的経費とは、法令や性質により支出が義務付けられた経費で、人件費、扶助費及び公債費の合計をいう。

## ■投資的経費の推移

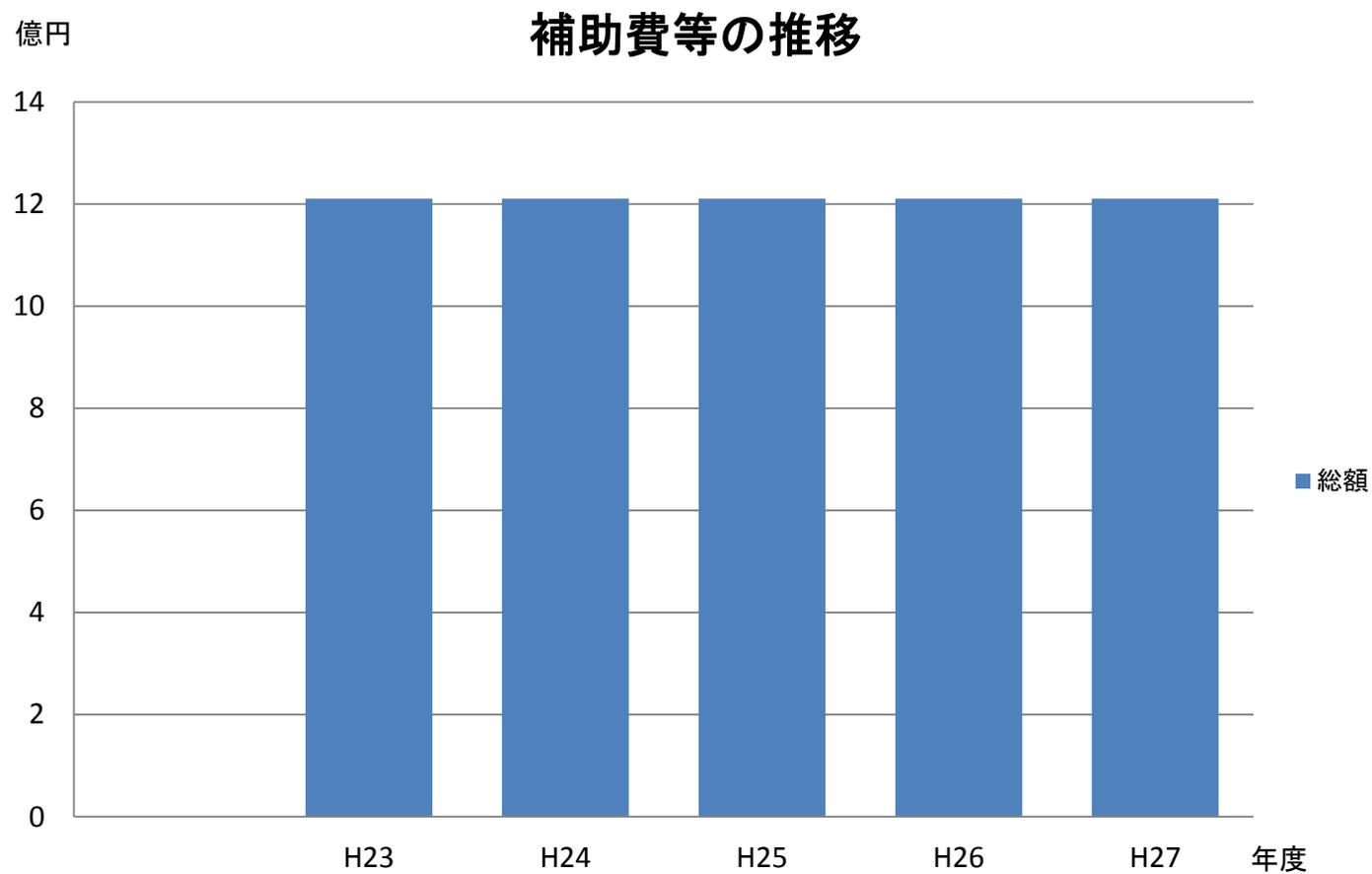


(単位：億円)

| 項目 | H23  | H24  | H25  | H26 | H27 |
|----|------|------|------|-----|-----|
| 総額 | 18.3 | 18.0 | 25.4 | 8.9 | 9.2 |

※ 投資的経費とは、公共事業や公共・公用施設の建設など将来に残るもの(社会資本の形成)に支出される経費で、普通建設事業費と災害復旧事業費の合計をいう。

■補助費等の推移

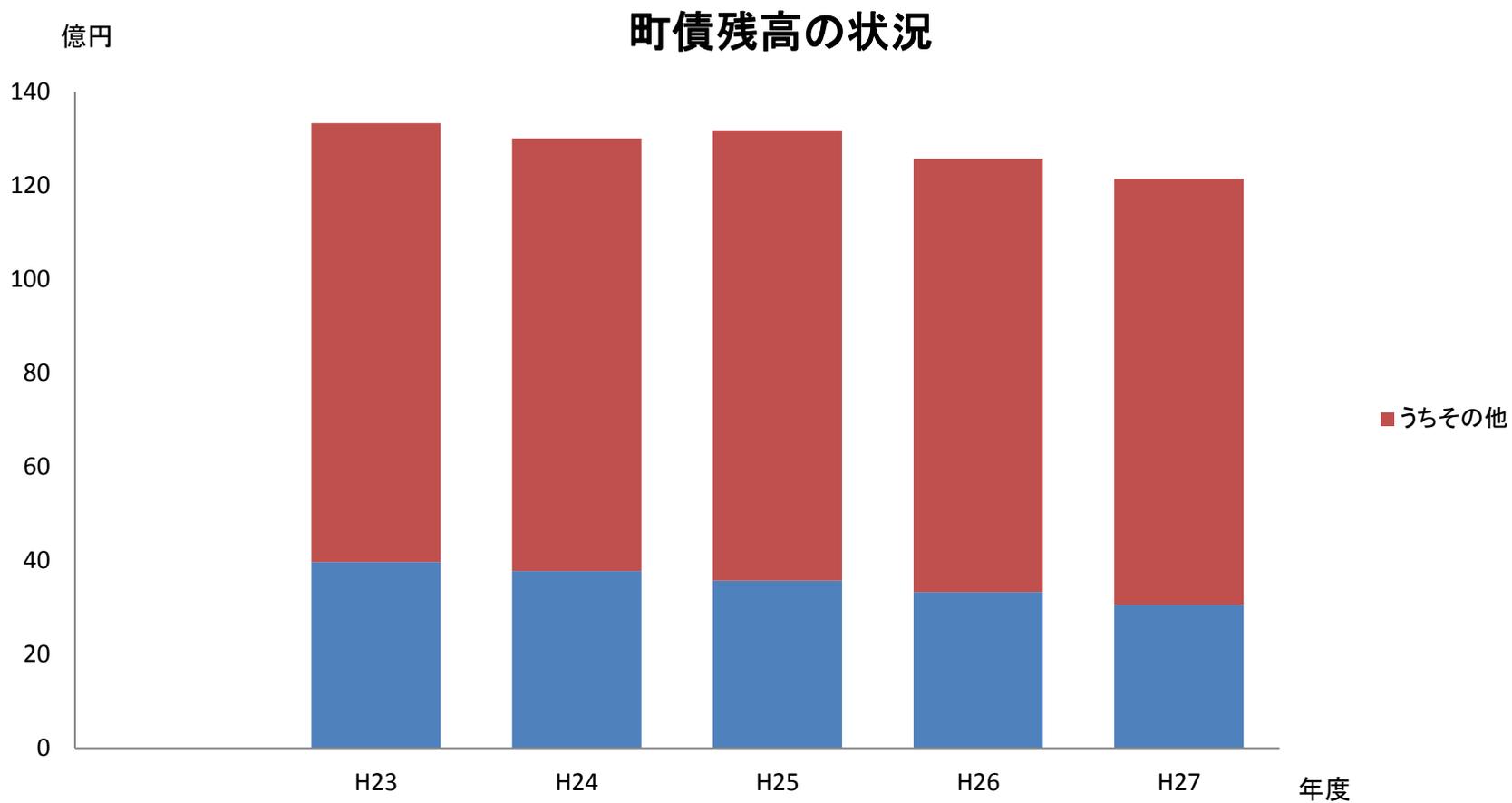


(単位：億円)

| 項 目 | H23  | H24  | H25  | H26  | H27  |
|-----|------|------|------|------|------|
| 総 額 | 12.1 | 12.1 | 12.1 | 12.1 | 12.1 |

※ 補助費等とは、町が町内の団体などに補助するために交付する補助金の他に、一部事務組合負担金なども含む。

ウ 町債残高の状況



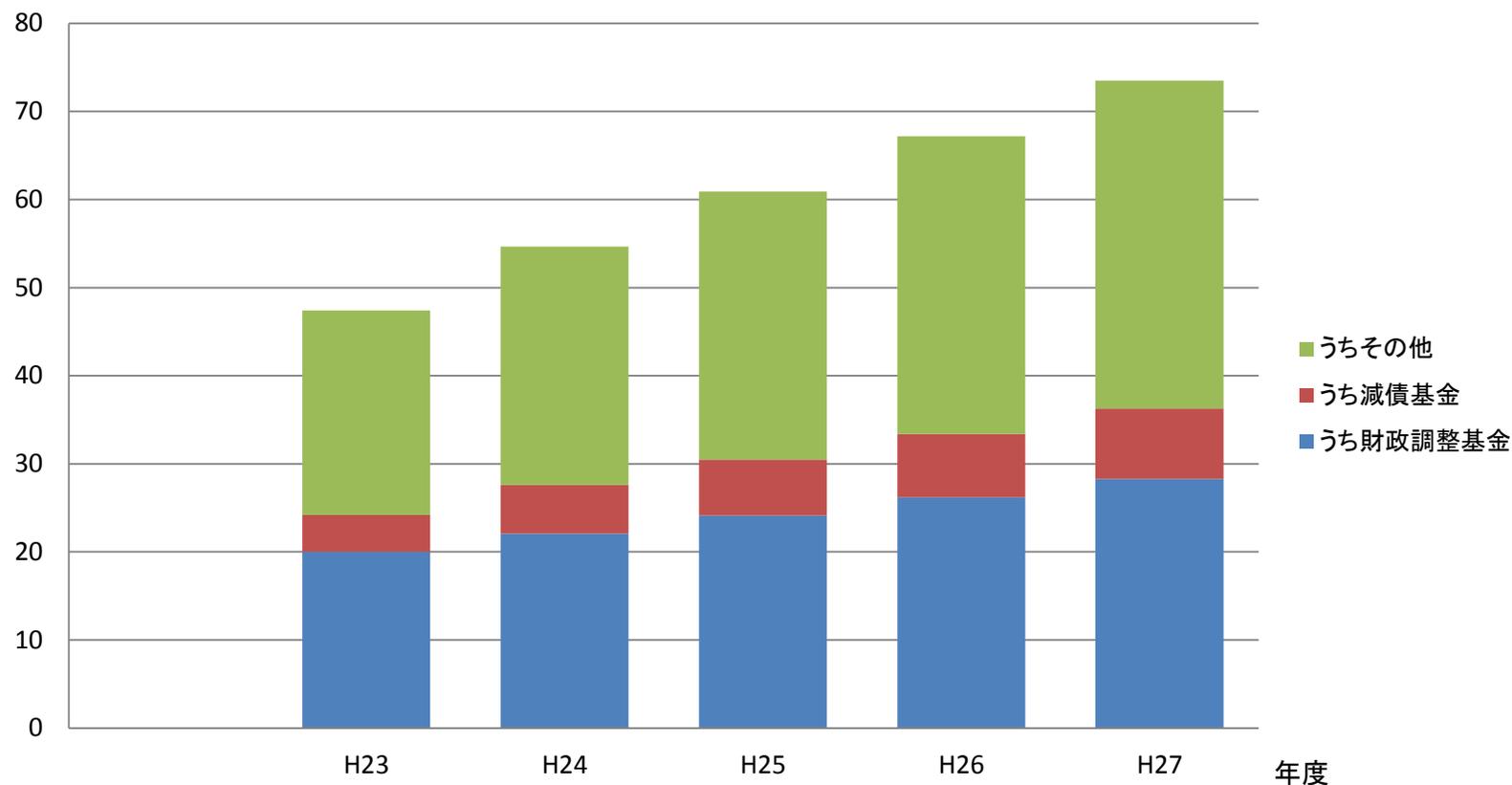
(単位：億円)

| 項 目       | H23   | H24   | H25   | H26   | H27   |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総 額       | 133.2 | 130.0 | 131.8 | 125.7 | 121.5 |
| うち臨時財政対策債 | 39.7  | 37.8  | 35.7  | 33.3  | 30.6  |
| う ち そ の 他 | 93.5  | 92.2  | 96.1  | 92.4  | 90.9  |

## エ 基金積立残高の状況

億円

### 基金積立残高の状況



(単位：億円)

| 項 目      | H23  | H24  | H25  | H26  | H27  |
|----------|------|------|------|------|------|
| 総 額      | 47.4 | 54.7 | 60.9 | 67.2 | 73.5 |
| うち財政調整基金 | 20.0 | 22.1 | 24.1 | 26.2 | 28.3 |
| うち減債基金   | 4.2  | 5.5  | 6.3  | 7.2  | 8.0  |
| うちその他    | 23.2 | 27.1 | 30.4 | 33.8 | 37.2 |

※ 財政調整基金とは、計画的な財政運営を行うために財源に余裕のある年度に積立て、不足が生じる年度に活用するもので、年度間の財源の不均衡を調整するための基金をいう。

※ 減債基金とは、町債の償還を計画的に行うため、償還資金を積み立てる目的の基金をいう。

健全化判断比率等

ア 財政健全化法による指標

(単位:%)

| 項目       | H23  | H24  | H25  | H26  | H27 |
|----------|------|------|------|------|-----|
| 実質赤字比率   |      |      |      |      |     |
| 連結実質赤字比率 |      |      |      |      |     |
| 実質公債費比率  | 18.0 | 14.7 | 12.3 | 10.5 | 9.2 |
| 将来負担比率   |      |      |      |      |     |

備考 数値は、各年度決算(見込)額を基に算出したものである。

(参考)神石高原町の場合

| 区分       | 内容  | 早期健全化基準 | 財政再生基準 |
|----------|---|---------|--------|
| 実質赤字比率   | 一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率   | 13.8%   | 20.0%  |
| 連結実質赤字比率 | 全会計の実質赤字の標準財政規模に対する比率   | 18.8%   | 35.0%  |
| 実質公債費比率  | 一般会計等が負担する元利償還金等(ただし、国が返済のための財源を保障している部分は除く)の標準財政規模に対する比率<br>※18%を超えた場合は町債の発行に国の許可が必要となる。       | 25.0%   | 35.0%  |
| 将来負担比率   | 地方債残高、債務負担行為支出予定額、退職手当支給予定額、損失補償など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債(ただし、国が返済のための財源を保障している部分は除く)の標準財政規模に対する比率 | 350.0%  | -      |

備考 早期健全化基準は、財政破綻の警告段階に、財政再建基準は、財政の破綻状態に該当する。

イ その他(経常収支比率)

(単位:%)

| 項目     | H23  | H24  | H25  | H26  | H27  |
|--------|------|------|------|------|------|
| 経常収支比率 | 82.6 | 90.7 | 88.1 | 87.1 | 86.3 |

※ 経常収支比率とは、人件費、扶助費、公債費等の経常的な経費が町税や地方交付税など経常的に入る収入に占める割合を示すもので、数値が高いほど財政が硬直化し自由に使える財源が少ないことを示す。

# 神石高原町行財政改革の推進体制図

